

事業計画策定ガイドライン（風力発電）の改正案に対する意見公募要領

令和8年8月14日
経済産業省
資源エネルギー庁
省エネルギー・新エネルギー部
新エネルギー課

1. 意見公募の趣旨・目的・背景

資源エネルギー庁では、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施行規則の一部を改正する省令（令和8年経済産業省令第29号）のうち、風力発電設備への廃棄等費用積立制度の導入に係る改正規定の施行に伴い、改正の趣旨を更に具体化等するため、事業計画策定ガイドラインの改正に向けた検討を行いました。この内容に対して、広く国民の皆様から御意見を募るべく、事業計画策定ガイドライン（風力発電）の改正案について意見公募手続きを行います。

2. 意見公募の対象

事業計画策定ガイドライン（風力発電）の改正案

3. 資料入手方法

- （1）電子政府の総合窓口「e-Gov」における掲載
- （2）窓口での配布

経済産業省資源エネルギー庁省エネルギー・新エネルギー部新エネルギー課
（東京都千代田区霞ヶ関 経済産業省別館4階）

4. 意見募集期間（意見募集開始日及び終了日）

令和8年8月14日（金）～令和8年9月12日（土）必着

5. 意見提出先・提出方法

別紙の意見提出用紙に日本語で記入の上、以下いずれかの方法で送付して下さい。

- （1）電子政府の総合窓口「e-Gov」
電子政府の総合窓口「e-Gov」(<https://search.e-gov.go.jp/servlet/Public>)
の意見提出フォームからご提出ください。

- （2）郵送
意見提出用紙に氏名、連絡先及び本件への意見を記入の上、下記の住所宛にお送り下さい。

住所：〒100-8901

東京都千代田区霞が関1-3-1

経済産業省資源エネルギー庁省エネルギー・新エネルギー部新エネルギー課
パブリックコメント担当 あて

- （3）電子メール（意見提出用紙を添付してお送り下さい。）

意見提出用紙に氏名、連絡先及び本件への意見を記入の上、下記のメールアドレス宛てにお送り下さい。

メールアドレス： bzl-fit-saiene@meti.go.jp

（電子メールの件名を「事業計画策定ガイドライン（風力発電）の改正案」として下さい。）

※ 電話での意見提出はお受けしかねますので、あらかじめ御了承下さい。

6. その他

皆様からいただいた意見については、最終的な決定における参考とさせていただきます。なお、いただいた意見についての個別の回答はいたしかねますので、あらかじめ、その旨を御了承下さい。

提出いただきました意見については、氏名（法人又は団体の場合は名称）、住所、電話番号及びメールアドレスを除き、すべて公開される可能性があることを、あらかじめ御承知おき下さい。ただし、意見中に、個人に関する情報であって特定の個人を識別しうる記述がある場合及び個人・法人等の財産権等を害するおそれがあると判断される場合には、公表の際に当該箇所を伏せさせていただきます。

意見に附記された氏名、連絡先等の個人情報については、適正に管理し、意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認といった、本案に対する意見公募に関する業務にのみ利用させていただきます。

事業計画策定ガイドライン（風力発電）の改正案に対する意見

[illegible]